

令和5年度集団指導 ～短期入所生活介護～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和6年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

◎基準条例等について

- ▶ 居宅基準：「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- ▶ 予防基準：「指定介護サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」
- ▶ 解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」
- ▶ 基準告示：「指定居宅（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- ▶ 留意事項：「指定居宅（介護予防）サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 県予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第67号）

I . 運営に関する事項

事例 1 : 勤務体制の確保

指摘事項

- ・ 事業所に置くべき従業者の職種ごとの勤務体制が勤務表に明記されていない。
- ・ 看護職員のうち、当該事業所の他職種（機能訓練指導員等）と兼務している者について、それぞれの職種としての勤務時間が不明確である。

●ポイント

- ・ 勤務表について特に医師(嘱託医)の記載が漏れているので注意すること。
- ・ 看護職員の配置については兼務している職種と勤務表を分けて記載し、毎月常勤換算を満たしていることを確認すること。

●根拠法令

* 県条例第168条準用第108条、第179条（予防条例第143条準用第121条の2、第158条）

1 指定短期入所者生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所者生活介護を提供できるよう、指定短期入所者生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

* 解釈通知第3・八・3・(20)において準用する第3・六・3・(5)

① 指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

事例 2 : 重要事項説明書①

指摘事項

- ・ 苦情処理の体制及び手順が記載されていない。
- ・ 第三者評価の実施状況が記載されていない。
- ・ 加算の算定要件、単位数等に誤記が見受けられた。

●ポイント

- ・ 苦情処理の体制について「相談窓口、**苦情処理の体制及び手順等**当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について」文書に記載すること。
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年 月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を記載すること。**実施していなければ「実施無し」と記載。**

●根拠法令

* 県条例第152条第1項、第181条準用152条第1項(予防条例第134条、第160条準用134条)

1 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、第164条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

事例 2 : 重要事項説明書②

●根拠法令

* 解釈通知第 3・八・3・(1)

内容及び手続の説明及び同意

指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、（略）。

* 県条例第38条（居宅基準省令第36条）

1 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

* 解釈通知 第 3・八・3・(20)において準用する第 3・一・3・(28)

① 居宅基準第36条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、**苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし**、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

事例 3 : 運営規程①

指摘事項

- ・ 「サービスの利用にあたっての留意事項」に、事業所側が留意すべき事項が記載されている。
- ・ 運営規程と重要事項説明書との整合性がとれていない。（従業員の職種、員数、費用の金額等）
- ・ 食費・居住費・その他費用の金額の明記がない。

●ポイント

- ・ 「サービスの利用にあたっての留意事項」は利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、**利用者側が留意すべき事項**（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること。
- ・ 重要事項説明書や料金表に記載のある**食費・居住費・その他費用の金額**を**運営規程にも明記**すること。

事例 3 : 運営規程②

●根拠法令

* 県条例第164条、第178条（予防条例第139条、第157条）

1 指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない

- (1)事業の目的及び運営の方針
- (2)従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3)利用定員（ユニット型事業所は、ユニットの数、及びユニットごと利用定員）
- (4)指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5)通常を送迎実施地域
- (6)サービス利用にあたっての留意事項
- (7)緊急時等における対応方法
- (8)非常災害対策
- (9)虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日まで努力義務)
- (9)その他運営に関する重要事項

* 解釈通知 第3の八の3の(13)

指定短期入所生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所生活介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

①～③ 略

④サービス利用にあたっての留意事項（第6号）

利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものであること

事例4：定員の遵守

指摘事項 利用定員を超えて指定短期入所生活介護を提供していた。

●ポイント

災害、虐待の受入れ等やむを得ない事情がある場合を除いて、**利用定員を超える利用者へのサービスの提供は基準違反となるので注意。**

なお、**単に利用者の利用希望日が重なったことや、急に退院が決まった場合などは、やむを得ない事情がある場合には含まれません。**

●根拠法令

* 県条例第165条

指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる**利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。** だし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

* 留意事項第2・1・(3)

① (略)

② この場合の利用者等の数は、一月間(暦月)の利用者等の数の平均を用いる。(略)。

③④ (略)

⑤ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

※月平均で定員超過による減算にならなくても、災害、虐待の受入れ等やむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超える利用者へのサービスの提供は基準違反となるので注意。

Ⅱ. 加算に関する事項

事例 1 : サービス提供体制強化加算

指摘事項

指定短期入所生活介護の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合又は、指定短期入所生活介護の介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の割合について確認できる書類がない。

●ポイント

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。

⇒毎年度3月中に次年度に加算を取るための要件を満たしていることを確認するために、**平均値を算出した管理簿を作成**しておくこと。

●根拠法令等

*留意事項第2・2・(21)

①職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。(略)

②(略)

③勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

<参考> 21.3.23介護保険最新情報vol.69平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)

本体施設と併設のショートステイを兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましい。ただし、大多数の職員が特養と併設ショートステイを均等に兼務しているような場合は、本体施設とショートステイで一体的に算出した職員の割合を、本体施設とショートステイの両方について用いても差し支えない。

また、実態として本体施設のみ勤務している職員を本体施設のみでカウントすることは差し支えないが、実態として本体施設とショートステイを兼務している職員を本体施設かショートステイいずれか一方のみにおいてカウントするなど、勤務実態と乖離した処理を行うことは認められない。

※ 受講確認の入力をお願いします ※

- ▶ 受講が終わりましたら、受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。
- ▶ 回答期限：**令和6年6月30日（日）**
- ▶ 入力はこちらから（**短期入所生活介護**）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=Rz9GHIXS>